

令和5年度以降の入学生の制服について

SDGsのジェンダー平等の観点から、服装自由化を実施することについて、生徒、PTA、同窓会、職員で話し合いました。そこで、令和5年度の新入生から、正装時の服装を下記のとおりとし、それ以外の日は服装自由化とすることが決定しました。

服装の規定については以下の通りとなります。

(1) 正装時

- ①式典・行事・考査等の時には、2・3年生は制服または紺色無地のブレザー・ジャケット、1年生は紺色無地のブレザー・ジャケットを着用する。なお、ブレザー・ジャケットの下は、白のワイシャツまたは白のブラウスとする。
- ②ブレザー・ジャケットを着用しない場合は、指定のポロシャツを着用する。
- ③靴下については華美でないもの（白・黒・紺などが望ましい）とする。
- ④スカートやズボンの丈は膝頭に触れるより長いものとし、ブレザー・ジャケットに合うものとする。ただし華美なものはさける。

(2) 通常時

- ①社会的規範に反しないものを着用すること。
- ②露出が多いものはさけ、華美なものはさける。

【 1年生が着用する紺色無地ブレザーの例 】

